

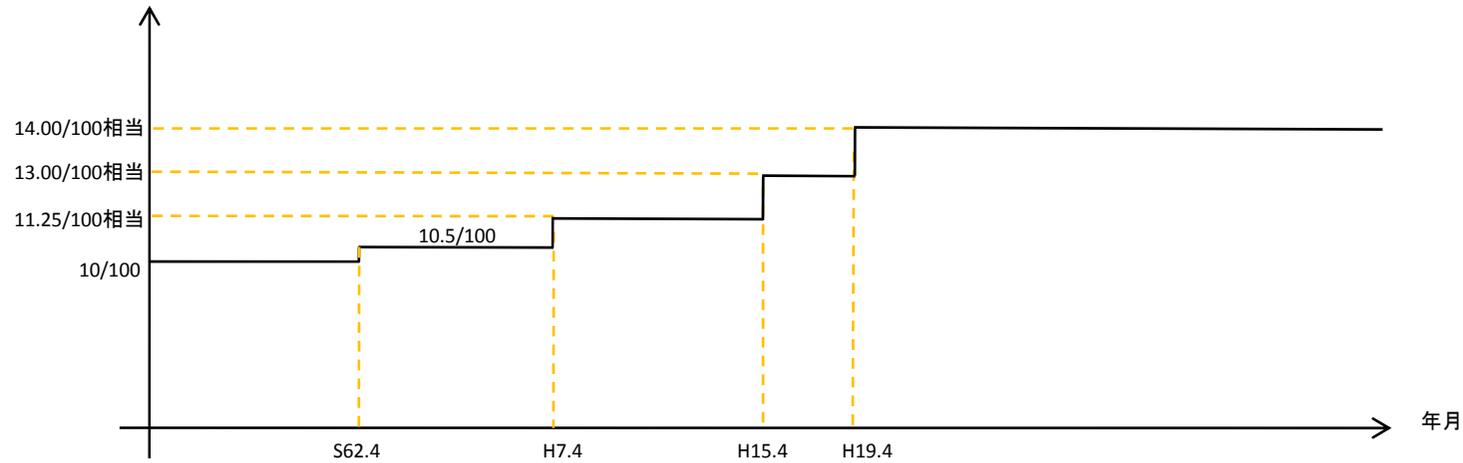
現会員と既裁定者との 給付と負担の比較について

給付と負担の推移について

都道府県

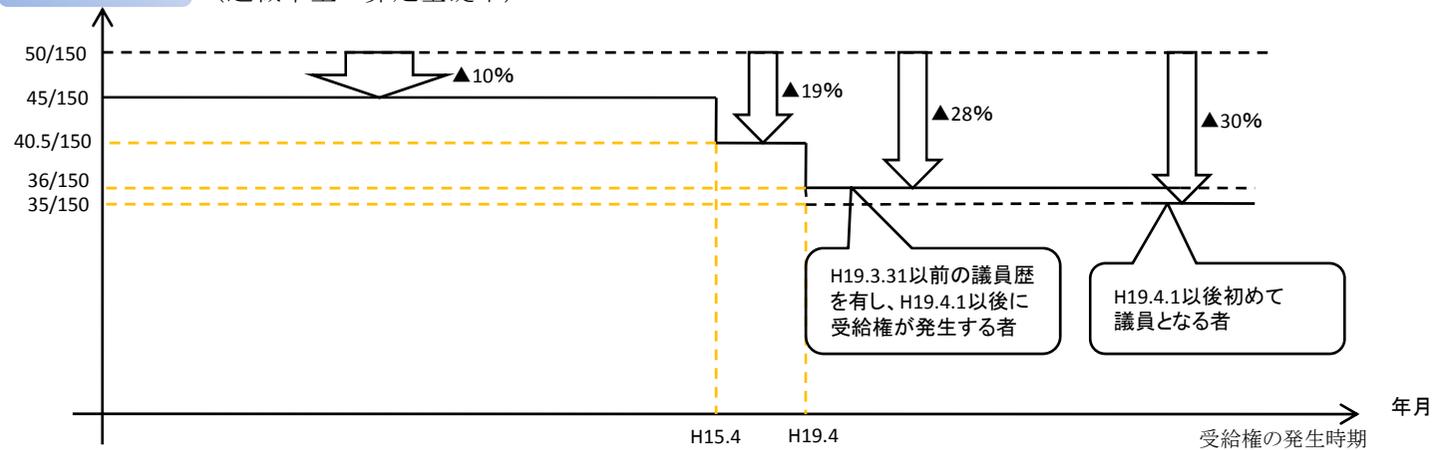
○平成14年改正、平成18年改正により、現会員と既裁定者との間で、給付と負担について格差が拡大しており、この現状をどう考えるべきか。

掛金率・特別掛金率



給付乗率

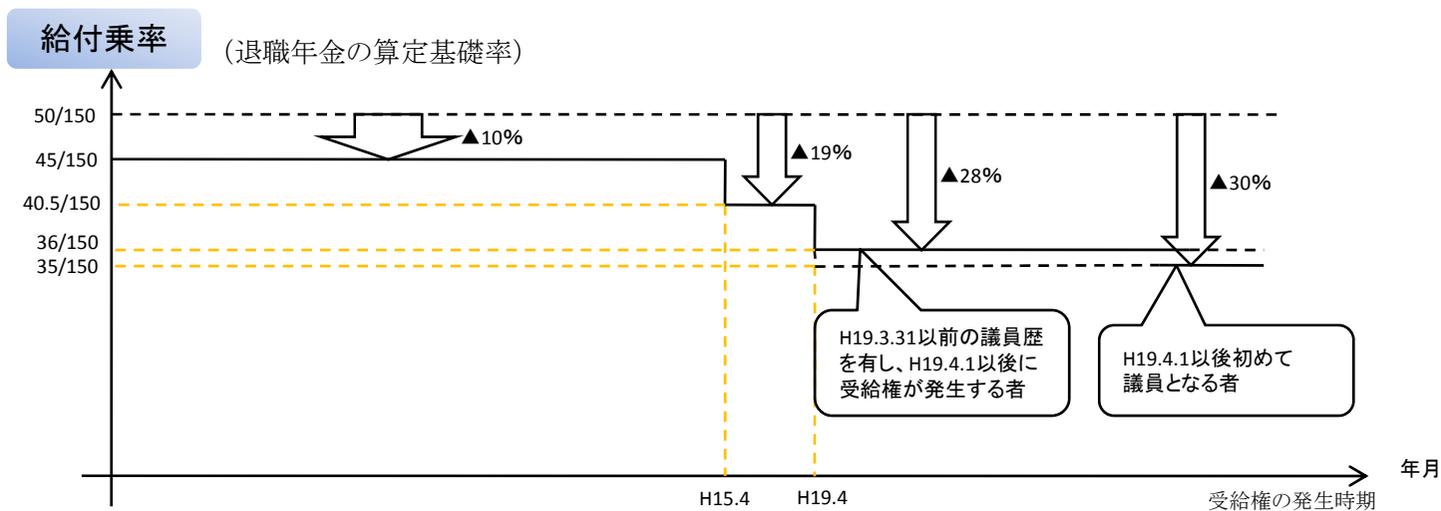
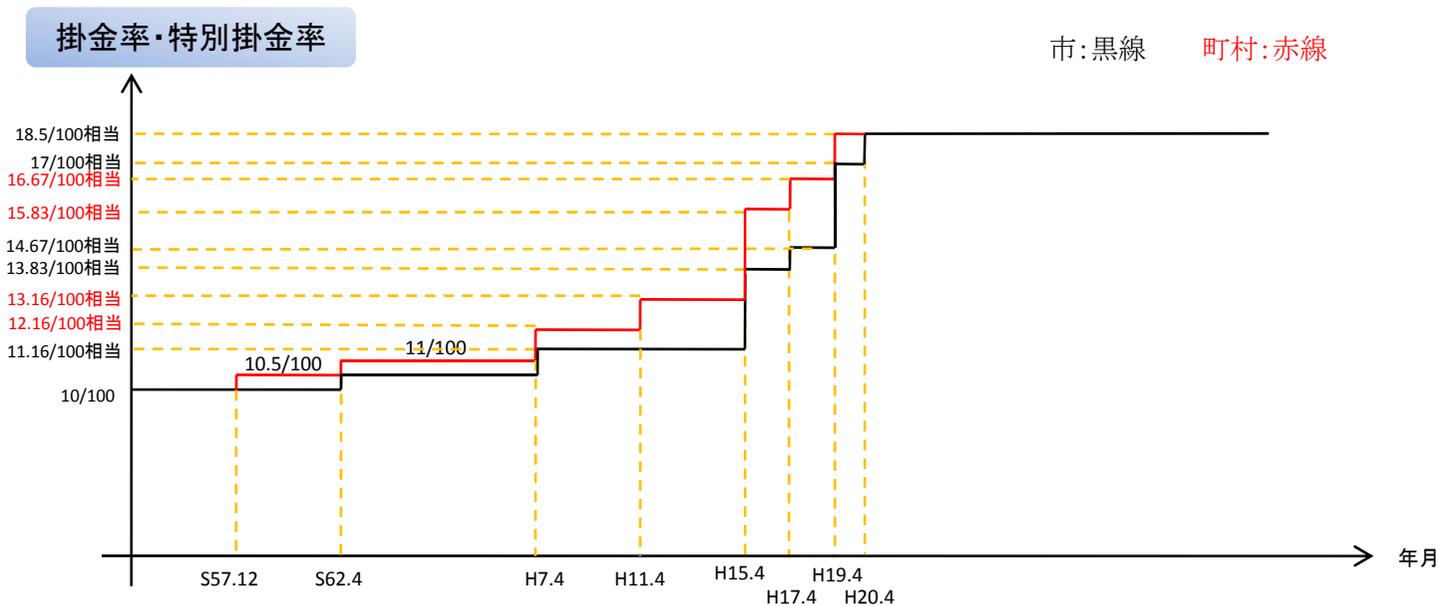
(退職年金の算定基礎率)



給付と負担の推移について

市+町村

○平成14年改正、平成18年改正により、現会員と既裁定者との間で、給付と負担について格差が拡大しており、この現状をどう考えるべきか。



憲法第29条に規定する財産権の保障と既裁定者の受給権

○既裁定者の受給権については、憲法第29条に規定されている「財産権」にあたり、その制限については、最高裁判例に則して容認できるものかどうか、検討する必要がある。

【日本国憲法】

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

【最高裁昭和53年7月12日大法廷判決】

<事案>

農地法第80条第2項に基づく国有農地の売払いについて、事後の法律により売払いの対価を引き上げたことが、財産権の侵害に当たるかが争われた事案。

<判決（抄）>

「法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができないことは明らかである。」

「そして、右の変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべきである。」

憲法第29条に規定する財産権の保障と既裁定者の受給権

○平成18年検討会において整理した考え方の骨格については、本検討会においても踏襲して考えるか。

○給付の引下げと財産権の保障との関係について

憲法で保障された財産権との関係で、既裁定者に対する給付の引下げが認められるためには、判例に示された基準（i）財産権の性質、ii）財産権の内容を変更する程度、iii）財産権の内容を変更することによって保護される公益）の観点からの検討が必要であり、それぞれの基準について、次のようなことが言えるものとする。

i）財産権の性質

地方議会議員年金は、公的年金とは別に、地方議会議員の任務の重要性を勘案して政策的に設けられた互助年金であり、財源についても、政策的な公費負担をしていることから、生活の安定という目的ばかりでなく、政策的な性格を有する年金である。

ii）財産権の内容を変更する程度

仮に、給付を1割程度引き下げたとしても、引下げ幅は、世帯主が65歳以上の世帯の平均所得の約1.6～4.9%にとどまることから、一般的には既裁定者の生活に与える影響は大きくないものと言える。

iii）財産権の内容を変更することによって保護される公益

既裁定者に応分の負担を求めることで、現役会員の負担能力の限界を超える掛金の引上げや、現役世代と受給者世代との間で給付と負担に関する著しい不公平が発生すること、公費負担が増大することを防ぎ、また、制度の破綻により受給権が意味を失うことを回避することができる。このことは、結果として既裁定者の権利を保護することにつながる。

以上の検討を踏まえると、きわめて厳しい地方議会議員年金の年金財政の状況の下で、現役会員の負担を更に引き上げること、現役会員の給付を更に引き下げること、共済会の財政単位の在り方についても見直しを行うことなど、取りうる対応策を十分とった上で、既裁定者に対する給付を1割引き下げること、憲法上も許容されるものと考えられる。

（地方議会議員年金制度検討会報告（H18.2）より）

既裁定者に対する給付の引下げに係る過去の事例

○既裁定者に対する給付の引下げに係る過去の事例は、いずれも、10%程度の給付カットとなっている。

【JR共済】(H2)

- ・旧鉄道共済における退職者について、退職時に特別昇給を行ったことによる年金額のかさ上げ部分を引下げ
- ・最大で約7%引下げ

【農業者年金】(H14)

- ・経営移譲年金を引下げ
- ・平均約9.8%引下げ

【国会議員互助年金】(H18)

- ・国会議員互助年金の廃止に伴い、なお効力を有することとされる規定により支給される普通退職年金の年額を改定
- ・年額の計算の基礎となる歳費年額の1/12相当額が次の各号に掲げる金額である者の旧普通退職年金の年額を、当該各号に定める割合を乗じて得た年額に改定
 - ①88万円 96/100
 - ②96万9千円 93/100
 - ③98万9千円 92/100
 - ④103万円 90/100

【被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案】(H20)

- ・被用者年金の一元化に合わせて、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金の恩給期間に係る給付及び文官恩給を削減
(恩給期間に係る給付)
- ・恩給期間と共済期間の合計の給付について、①10%を減額の上限とする、②250万円以下の給付は減額しない、との配慮措置を講ずる
(文官恩給)
- ・給付額を10%引下げ。ただし、減額後の給付額が250万円を下回らないこととする